

## つくば市議会傍聴規則の一部を改正する規則

つくば市議会傍聴規則（昭和62年つくば市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第3条」を「前条」に、「第5条」を「次条」に改める。

第8条第7号を次のように改める。

(7) 携帯電話等音を発する機器は、音を発しないようにすること。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。